

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

## 第1 委員会の結論

申立人のA社(株)における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和38年12月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、2万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月1日から39年5月1日まで

私は、社会保険事務所に私の厚生年金保険の被保険者期間について照会したところ、A社(株)における被保険者期間は昭和39年5月1日から同年10月30日の期間であると回答を受けた。

しかし、私は、昭和38年12月1日以降ずっとA社(株)に勤めていたし、その証拠として同年12月1日資格取得の厚生年金保険被保険者証を保有している。会社から被保険者資格の変更等に係る説明を受けた記憶も無いので、同年12月1日から被保険者として加入していたはずだ。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年12月1日を資格取得日とする厚生年金保険被保険者証を保有している。

また、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の記録を見ると、申立人について、上記被保険者証に記入されている番号と同一の被保険者の番号が、昭和38年12月1日を資格取得日として払い出されていることが確認できる。しかし、同資格取得日は昭和39年8月29日に昭和38年12月1日から39年5月1日に訂正されていることが記載されており、このような資格取得日の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する処理が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、上記資格取得に係る記録の訂正は、有効なものとは認められず、申立人の資格取得日は、昭和38年12月1日であった

ものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から2万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和24年11月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年11月12日から同年12月1日まで

私は、昭和24年4月1日にA社に入社し、同日より本店に配属され、厚生年金保険に加入した。その後、昭和24年11月12日に同社B支店に配属転換となり、同支店に32年3月10日まで同支店に所属していた。この同支店に勤務していた期間においても、厚生年金保険の加入は継続していたはずであり、申立期間のみが被保険者期間から欠落しているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出のあった従業員原簿等の資料から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和24年11月12日に同社本店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社（本店）及び同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間前後における標準報酬月額の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から42年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から42年10月まで

私は、A町において、国民年金制度発足時の昭和36年4月から国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料については、集金に来ていた地区の班長さんに毎月現金で納付していた。

したがって、申立期間が未納となっていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿や確定申告書等の関連資料は無い。

また、申立期間については、申立人が、昭和37年5月1日付けで国民年金の被保険者資格を喪失し、その後、42年11月27日付けで国民年金に任意加入するまで未加入となっている期間である。このことについて、申立人は、申立期間に係る被保険者資格の喪失及び取得の手続を行った記憶は無いと述べているが、被保険者資格喪失日である37年5月1日については、申立人の夫の厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日であり、かつ、申立人が国民年金の強制加入対象者から任意加入対象者となった日と一致するほか、申立人が居住しているA町が保管する申立人に係る国民年金カードの検認記録によれば、申立期間の各月の欄には、国民年金の被保険者資格を喪失していることを意味する「資喪」との押印があることから、申立人は申立期間中、国民年金の被保険者となっていなかったことがうかがわれる。

加えて、i) 申立人の戸籍の附票から、申立人は申立期間において住所変更はしていないことが確認できること、ii) 社会保険庁のオンライン記録を申立人の氏名の複数の読み方で検索を行っても該当者はいないことから、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうか

がわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 8 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月から 42 年 3 月まで

私が昭和 37 年 7 月に会社を退職した際、市役所の職員から厚生年金保険は継続できないので国民年金に加入するように言われ、義母が加入手続きを行った。手続きの場所はよく分からない。

国民年金保険料の納付については、銀行の集金人に任せたとするが納税組合かもしれない。いずれにしても国民年金保険料は義母が納付したと思うので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金への加入手続き及び申立期間に係る国民年金保険料の納付を申立人の義母が行っていたと主張しているが、申立人の義母が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無く、申立人自身は国民年金への加入手続き及び申立期間に係る同保険料の納付に一切関与していないため、具体的な納付状況等は不明である。

また、申立人に対する国民年金手帳記号番号の払出日は昭和 43 年 9 月 10 日となっており、この払出しの時点で、申立期間の 37 年 8 月から 41 年 6 月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は申立人の義母から一括して国民年金保険料を納付したという話を聞いた記憶は無いとしている上、社会保険事務所が保管する申立人に係る特殊台帳には特例納付をした記録が無いことから、申立期間の国民年金保険料を過年度納付または特例納付したとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から 35 年 7 月まで

私は、公共職業安定所を通じ昭和 34 年 4 月に A 社に就職し、約 1 年 3 か月間勤務したにもかかわらず、その期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社に勤務していたことは、同僚の証言により確認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社が新規適用事業所となった昭和 34 年 5 月から 35 年 12 月までの期間に被保険者資格を取得した者に対する健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名も無い。

加えて、申立期間の一部である A 社が新規適用事業所となる以前の期間については、同社において厚生年金保険の被保険者となることはできない。

なお、A 社では、「関係書類は、昭和 42 年度以降のものしか保存しておらず、申立人の申立どおりの厚生年金保険の被保険者資格取得及び喪失に関する届出を行ったかは不明。」と回答している。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料等も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月から 54 年 2 月まで

私は申立期間においてA事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

なお、申立期間における会社の同僚として、Bさんがいた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間について、社会保険事務所が保管しているA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したが、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人が名前を挙げた同僚のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 56 年 7 月 1 日付けであり、同僚が申立期間当時に被保険者資格を取得していないことが確認できる。

加えて、申立期間について、A事業所における申立人の雇用保険の加入記録は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 11 月 30 日から 23 年 4 月 7 日まで

私は、A社において技手として採用され、B社、次いで、C社にそれぞれ勤務し、昭和 23 年 4 月 7 日に退職するまで、継続して技術指導の仕事を行っていた。

私の給与はA社から支給されており、申立期間についても厚生年金保険料が控除されていたと思う。

したがって、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めて欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人が技術指導の仕事をしていたとする期間についての厚生年金保険の加入記録については、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、A社D支所において昭和 21 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間、B社において同年 4 月 1 日から 22 年 11 月 30 日までの期間であったことは確認できるが、申立期間については、社会保険事務所が保管するA社、A社D支所、B社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、いずれも健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無かった。

加えて、A社D支所、B社及びC社の同僚のうち、連絡が取れた2人からも申立人が申立期間について厚生年金保険料を給与から控除されていたことを示す有力な証言は得られなかった。

なお、C社の近隣町村に存在した会社に係る社会保険事務所が保管する健

康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、当該近隣会社において、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は見当たらず、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料等も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 4 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 29 年 3 月に高等学校を卒業して、A 地方自治体の B 部局に行き、同年 4 月から雇用していただきたいとお願いしたところ、4 月 1 日は金曜日ということもあり、4 月 4 日の月曜日から来るように言われ、同日より勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録は、29 年 7 月 1 日からとなっているのは納得できない。

申立期間の厚生年金保険料は控除されていたと思うので、昭和 29 年 4 月から厚生年金保険の被保険者であったことを認めて欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された任用通知書により、申立人は昭和 29 年 4 月 4 日付けで、職務内容を事務補助として A 地方自治体 B 部局に任用されたことは確認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する A 地方自治体 B 部局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和 28 年度から 29 年度中に被保険者資格を取得した者に対する健康保険の整理番号に欠番は無く、28 年度中の資格取得者は 7 人、29 年度中の資格取得者は申立人を含め 17 人おりこれら 34 人の資格取得月日はいずれも 7 月 1 日であることが確認される上、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票によれば、申立人の厚生年金保険の記号番号は、資格取得日を 29 年 7 月 1 日として、同年 6 月 24 日に払い出されていることが確認できる。

なお、A 地方自治体は「申立人の申立期間に係る給与支払・保険料控除を確認できる資料については現存しない。」と回答しており、ほかに申立期間

の厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料等も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。